

新規就農定着促進事業実施要領

平成 21 年 5 月 29 日付け 21 経営第 792 号

農林水産省経営局長通知

第 1 趣旨

新規就農定着促進事業については、新規就農定着促進事業実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 経営第 791 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領により実施するものとする。

第 2 事業の実施

1 事業実施主体

- (1) 要綱第 3 の 1 の (1) の経営局長が別に定める要件は、担い手育成総合支援協議会設置要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8837 号経営局長通知。以下「設置要領」という。）第 1 の 3 の (2) のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けた地域担い手育成総合支援協議会であることとする。
- (2) 要綱第 3 の 1 の (2) の経営局長が別に定める要件は、設置要領第 1 の 2 の (2) のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けた都道府県担い手育成総合支援協議会であることとする。
- (3) 要綱第 3 の 1 の (3) の経営局長が別に定める要件は、都道府県、市町村及び農業団体等が組織する協議会であって、次のいずれにも該当するものであることとする。
 - ア 代表者の定めがあること。
 - イ 協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法及び責任者、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約その他の規定が定められていること。
 - ウ イの規約その他の規定に定めるところにより、1 つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - エ 協議会を構成する都道府県、市町村若しくは農業団体等の担当部局のうち 1 つ以上が協議会の事務局の一部を構成していること又は当該都道府県、市町村若しくは農業団体等の役員、管理職等責任のある立場の者のうち 1 人以上が協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。

オ 2名以上の監事を置くこと。

2 事業内容

(1) 助成対象者

事業実施主体は、平成19年4月1日以降に就農した者であって次のいずれかに該当する者を対象として助成を行うことができる。

ア 認定就農者（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下「青年等就農法」という。）第4条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であって、就農計画の認定の申請時点で39歳以下の者

イ 要綱制定日以前に就農した者のうち、認定就農者に準ずる者として、その新規就農者営農計画（別紙様式第1号により農業経営に関する目標等を定めたものをいう。以下「営農計画」という。）の目標が青年等就農法第4条第3項の基準に適合するものであり、かつ、営農計画に即した経営が行われていることを都道府県知事が認定した者のうち、就農した時点で39歳以下の者

(2) 助成対象となる整備事業

助成の対象となる整備事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア (1)に規定する者（以下「助成対象者」という。）が自らの経営において使用するために行う次に掲げる整備事業であること。

(ア) 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始又は改善に必要な機械や施設の改良、造成、復旧又は取得

(イ) 農地等の改良、造成又は復旧

イ 個々の整備事業ごとに、次に掲げる基準を満たすものであること。

(ア) 整備事業費が50万円以上であること。

(イ) 原則として、整備後の残存耐用年数が5年以上（中古農業用機械は、2年以上）のものであること。

(ウ) 原則として、倉庫、運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。

(エ) 本事業以外の国の補助事業の対象として整備するものでないこと。

(オ) 自力で若しくは他の助成によって実施中の整備又は既に完了した整備を本事業に切り替えて実施するものでないこと。

(カ) アの整備のうち復旧については、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により被害を受けた施設等の修復を行うものであること。

(キ) アの(ア)の整備のうち取得については、既存施設を取得するものでないこと。

(ク) 青年等就農法第4条第1項の認定を受けた就農計画又は(1)のイにより都道府県知事が認定した営農計画に即した整備であること。

3 成果目標

要綱第3の3の新規就農者の育成・確保に関する成果目標は、新規就農者の確保数及び助成対象者の経営改善に関する目標を設定するものとする。

4 育成計画

(1) 育成計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業実施主体

イ 新規就農者の育成・確保及び定着に向けた取組方針

ウ 新規就農者の育成・確保に関する成果目標

エ 新規就農者の支援計画

オ 本事業による助成計画

(2) 育成計画の作成は、新規就農者育成計画書(別紙様式第2号)(以下「育成計画書」という。)により行うものとする。

(3) 要綱第3の5の(1)の承認の申請は、新規就農者育成計画承認申請書(別紙様式第3号)及び育成計画書を提出して行うものとする。この場合には、事業実施主体が所在する都道府県を区域とする都道府県協議会を経由して提出することができるものとする。

5 育成計画の承認要件

要綱第3の5の(2)(要綱第3の5の(3)で準用する場合を含む。)の経営局長が別に定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 4の(1)のイの取組方針が青年等就農法第3条第1項の規定による就農促進方針に即したものであること。

(2) 4の(1)のオの助成計画に基づき助成しようとする整備事業の内容が2の(2)のイに掲げる基準を満たすものであること。

6 育成計画の重要な変更

(1) 要綱第3の5の(3)の育成計画について経営局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 成果目標の変更

ウ 助成計画における助成対象者の変更又は整備事業の新設

(2) 要綱第3の5の(3)の育成計画の変更の承認の申請は、新規就農者

育成計画変更承認申請書（別紙様式第4号）を提出して行うものとする。

- (3) (1) に該当しない育成計画の内容の変更があった場合は、事業実施主体は、当該変更の内容を反映した育成計画を担い手育成・確保対策事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）第10の実績報告書の報告と併せて地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

第3 事業の評価

1 評価結果の報告

- (1) 要綱第4の1の評価結果の報告は、新規就農定着促進事業達成状況報告書（別紙様式第5号）により行うものとする。
- (2) (1) の提出は、事業実施年度の翌年度から毎年度4月末日までに行うものとする。

2 評価結果に基づく指導措置等

- (1) 要綱第4の2の点検評価を行った地方農政局長等は、必要に応じて事業実施主体を指導するものとし、成果目標の達成の見込みがないと判断した場合には、事業実施主体に対し改善計画を提出させる等適切な措置をとるものとする。
- (2) 地方農政局長等は、育成計画の目標年度における点検評価の結果、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対し改善計画を提出させる等適切な措置をとるものとする。

第4 国の助成措置等

要綱第9により国が行う補助の額は、以下によるものとする。

1 事業費

- (1) 事業実施主体ごとの補助率は2分の1以内とし、育成計画に位置付けられた助成対象者の整備事業ごとの助成金の額を合計した額を補助するものとする。
- (2) 事業実施主体が助成対象者に交付する整備事業ごとの助成金の額は、当該整備事業費に2分の1を乗じて得た額又は400万円のいずれか少ない額を限度とする。

2 附帯事務費

事業の実施に係る事務及び指導・監督等に要する事業実施主体の経費について、次により補助するものとする。

- (1) 附帯事務費の補助対象範囲は、別表に定めるとおりとする。
- (2) 事業実施主体ごとの補助率は2分の1以内とし、交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業に要する総事業費の1.0%に相当する額以内とする。

第5 フォローアップ

事業実施主体は、助成対象者の経営状況の把握及び経営発展に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

第6 留意事項等

本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、新規就農定着促進事業の円滑な実施のためのガイドライン（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 経営第 793 号 経営局長通知）によるものとする。

(別表)

附帯事務費の補助対象範囲

使 途 区 分	内 容
ア 旅費	普通旅費、日額旅費、委員等旅費
イ 賃金	日々の雇用者の賃金
ウ 共済費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
エ 報償費	謝金
オ 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食料費（事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料費）、印刷製本費、修繕費
カ 役務費	通信運搬費、手数料
キ 使用料及び貸借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
ク 委託料	

(別紙様式第1号)

新規就農者営農計画

住 所

氏 名

(生年月日

(歳))

1 農業経営に関する目標

		就農時期	年	月
	現状	目標		
営農部門				
就 農・ 経営形態				
経 営 規 模	ha	ha		
作 目	ha ha	ha ha		
所 得	万円／年		万円／年	
労 働 力	氏 名	年齢・続柄等	年間農業従事日数	
			現状	目標

2 1の目標を達成するために必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に関する事項

〔農業教育・研修経験及び今後の研修計画の概要〕

農業教育・研修の概要	時期

3 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入に関する事項

〔機械・施設等導入計画〕

事業内容	規模・構造等	実施時期	事業費

記載上の留意事項

- 1 1の「農業経営に関する目標」では、
 - ア 就農・経営形態については、自ら経営する又は自ら責任を有する部門等を記載する。
 - イ 目標の欄については、就農時点からおおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
 - ウ 経営規模については、賃借、作業受委託等による場合はその旨を記載する。
 - エ 労働力については、申請者本人は必ず記入するものとし、その他の従事者については、参考として記載する。
- 2 2の「農業教育・研修経験の概要及び今後の研修計画の概要」では、過去に受けた農業教育や研修及び今後の研修計画等の概要とその期間を記載する。
- 3 3の「機械・施設等導入計画」では、機械・施設の導入等について内容（既に導入している機械・施設等も含む。）を記載する。

(別紙様式第2号)

平成21年度新規就農者育成計画書

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体
			平成21年度	平成23年度	

I 新規就農者の育成・確保及び定着に向けた取組方針

--

II 新規就農者の育成・確保に関する成果目標

〔新規就農者の確保数に関する目標〕

	新規就農者 (人／年)	うち39歳以下		認定就農者 に準ずる者 (人／年)
			うち認定就農者	
平成19年度				
平成20年度				
平成21～23年度				
うち平成21年度				

注 新規就農者の確保数に関する目標は、事業実施主体の範囲内の目標数を記載する。

〔助成対象者の経営改善に関する目標〕

助成対象者の経営改善に関する目標

注 助成対象者の経営改善に関する目標として、例えば、所得目標到達率（就農計画又は新規就農者営農計画に定められた所得目標の目標年度における到達率）等を記載する。

III 新規就農者の支援計画

時期	活動内容	対象者	主な担当機関

IV 本事業による助成計画

〔整備事業〕

別添助成計画による。

〔附帯事務費〕

(単位：円)

活動内容	事業費	国庫補助金

<事業実施主体の概要>

構成団体名		事務局所在地	
		担当者	(役職) (氏名)
事務局団体名		電話・FAX	

〔添付資料〕

1. 助成対象者の認定就農計画
2. 助成対象者が認定就農者以外の場合は助成対象者が作成した営農計画
3. 事業実施主体の規約等

別添 助成計画

〔助成対象者〕

対象経営体名	対象要件
	☐ 認定就農者 ☐ 認定就農者に準ずる者

〔整備事業〕

(単位：円)

整備事業	事業費	負担区分				備考
		助成金	融資	自己資金	その他	
合計						

- 注 (1) 備考欄には融資及びその他の内容を記載すること。
 (2) 本助成計画は助成対象者毎に作成する。

(別紙様式第3号)

平成21年度新規就農者育成計画承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、農林水産省経営局長

沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

〇〇協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 印

新規就農定着促進事業実施要綱第3の5の(1)の規定に基づき承認を受けたいので、
新規就農者育成計画書を添えて申請します。

(別紙様式第4号)

平成21年度新規就農者育成計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、農林水産省経営局長

沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

〇〇協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 印

新規就農者育成計画を下記の理由により変更したいので、新規就農定着促進事業実施要綱第3の5の(3)の規定に基づき変更の承認を申請します。

記

変更理由：

〔添付書類〕

新規就農者育成計画書

注1 新規就農者育成計画書は、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること

2 助成計画のみを変更する場合は助成計画のみを添付すること。

(別紙様式第5号)

平成21年度新規就農定着促進事業達成状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、農林水産省経営局長

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

〇〇協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって育成計画の承認のあったこの事業について、
別添のとおり事業を実施したので、新規就農定着促進事業実施要綱第4の1の規定により、
その達成状況を報告します。

(別添)

新規就農定着促進事業達成状況報告書（〇年目）

都道府県名	市町村名	地区名

〔新規就農者の確保数に関する目標〕

		新規就農者 (人／年)	うち 39 歳以下		認定就農者 に準ずる者 (人／年)
				うち 認定就農者	
平成 19 年度					
平成 20 年度					
目標	平成 21 ～ 23 年度				
	うち平成 21 年度				
目標 達成 状況	平成 21 年度				
	平成 22 年度				
	平成 23 年度				
	合計				

〔助成対象者の経営改善に関する目標〕

助成対象者の経営改善に関する目標

〔達成状況に関する所見〕

達成状況に関する所見